

# **第31期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項**

## **事業報告**

- 「2. 会社の現況（2）新株予約権等の状況」**
- 「3. 業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況の概要」**

**連結株主資本等変動計算書**

**株主資本等変動計算書**

**連結注記表**

**個別注記表**

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

**ソフトバンク・テクノロジー株式会社**

上記の各事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、ウェブサイト  
(<https://www.softbanktech.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

## 事業報告

### 2. 会社の現況

#### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2019年3月31日現在）

	2018年度 第1回新株予約権
発行決議日	2018年9月26日
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	293,200円（1株あたり2,932円）
新株予約権の行使期間	2020年10月1日から 2024年9月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 2
役員の保有状況（注）1	保有者数 5名 保有数 360個 目的となる株式の数 36,000株

(注) 1. 社外取締役及び監査役は新株予約権等を保有していません。

#### 2. 新株予約権の行使条件（概要）

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

② 上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

③ 初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が4,000株以上の新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の4分の1まで

イ 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の4分の2まで

ウ 2022年10月1日から2023年9月30日までは、上記アおよびイに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の4分の3まで

エ 2023年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア、イおよびウに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数のすべて

④ 初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が3,000株以上4,000株未満の新株予約権者が、以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで

イ 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで

ウ 2022年10月1日から2024年9月30日までは、上記アおよびイに掲げる期間に行使した新株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数のすべて

⑤ 初割当てを受けた新株予約権の付与株式数の合計が2,000株以上3,000株未満の新株予約権者が、以下のアおよびイに掲げる時期に行使可能な新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで

イ 2021年10月1日から2024年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した新

株予約権とあわせて、割り当てられた新株予約権の数のすべて

② 当期中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

当期中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の概要は、前記（2）①に記載の「2018年度第1回新株予約権」のとおりであり、その区分別合計は以下のとおりです。

	名称	交付者数	個数 (目的となる株式の数)
当社従業員 (当社役員を除く)	2018年度第1回新株予約権	78名	1,720個 (172,000株)
当社子会社役員及び従業員 (当社役員及び従業員を除く)	2018年度第1回新株予約権	5名	160個 (16,000株)

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2019年3月31日現在）

ア 当社が、2013年5月20日開催の取締役会決議に基づき発行した2013年度第1回新株予約権（有償ストックオプション）に関して、当社取締役による保有状況は以下のとおりです。

	2013年度第1回新株予約権 (有償ストックオプション)		
発行決議日	2013年5月20日		
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式		
新株予約権の発行価額	1個あたり1,000円（1個あたり200株）		
新株予約権の行使価額	1個あたり133,400円		
新株予約権の行使期間	2014年7月1日から 2019年6月30日まで		
新株予約権の行使条件	(注)		
当社取締役の保有状況	2名	64個	12,800株

(注) 新株予約権の行使条件（概要）

- ① 新株予約権者は、2014年3月期から2016年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記
  - (a) 又は (b) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。
    - (a) 営業利益が23億円を超過した場合 行使可能割合：50%
    - (b) 営業利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- ② 新株予約権者は、上記①に定める(a)又は(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2016年3月期のいずれかの期の営業利益が10億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の新株予約権行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、新株予約権者の行使を書面により承認した場合は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであつた新株予約権行使することができる。

イ 当社が、2016年8月24日開催の取締役会決議に基づき発行した2016年度第1回新株予約権（有償ストックオプション）に関して、当社取締役による保有状況は以下のとおりです。

	2016年度第1回新株予約権 (有償ストックオプション)		
発行決議日	2016年8月24日		
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式		
新株予約権の発行価額	1個あたり2,000円（1個あたり200株）		
新株予約権の行使価額	1個あたり208,000円		
新株予約権の行使期間	2018年7月1日から 2022年6月30日まで		
新株予約権の行使条件	(注)		
当社取締役の保有状況	5名	680個	136,000株

(注) 新株予約権の行使条件（概要）

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、2018年3月期から2020年3月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が33億円を超えた場合に限り、当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の満了日まで、新株予約権の全部を行使することができる。
- ② 上記①に規定する営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な目標指標及び目標金額を取締役会において定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が懲戒解雇等により退職するなど、新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、新株予約権を行使できないものとする。

## 事業報告

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

#### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。

また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛込み等社内的な整備に努めております。

当社は、「内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役及び従業員の職務の執行に係る法令及び定款の適合性を確保しております。

また、取締役会の諮問機関として社長を除く取締役をメンバーとする経営課題検討会議を設置し、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役会議事録、事業報告及び計算書類等について、法令、定款及び「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。

また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令及び「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社の持続的な発展や役職員等の安全確保を脅かす、外的及び内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。

- ・リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」及び「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。
- ・リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。
- ・重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役職員等の安全確保を図っております。

さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査及び教育を実施しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。

また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

## (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループに共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「SBTグループ会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性と効率化を図るとともに、以下の体制を整備しております。

- ・当社から主要な子会社に役員を派遣し、子会社の取締役会を通じて、子会社の事業状況及び財務の状況を把握しております。また、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行われております。
- ・「SBTグループコンプライアンス規程」を定め、グループ全体のコンプライアンスを推進するとともに、「フリー・アクセス・ライン」(ホットライン)の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンス実効性の確保に努めております。
- ・当社グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、「SBTグループリスク管理規程」を定めるとともに、必要に応じて子会社に対しても業務監査を実施し、リスクの監視に努めております。

## (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室を始めとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示を受けたときはその指示を優先し、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

## (7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることにしております。

また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告することとしております。

さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。当社及び子会社は、監査役へこれらの報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

## (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

## (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。

また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他協同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。

監査役会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。

また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役会としての勧告や報告を行なっております。

## (10) 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。

さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取組んでおります。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の基本方針に基づく当期における主な取組みは、以下のとおりです。

- (1) 「役職員コンプライアンス・コード」及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）をインターネットに掲載し、すべての役員及び従業員が閲覧可能な状態にして周知を図っております。また、コンプライアンス意識の向上及び定着を継続的に図るために、毎年コンプライアンス浸透月間を開催しており、当期においても全役員及び従業員を対象とした教育を実施しました。
- (2) 当社及びグループ会社の重要なリスクについては、取締役会及び重要な社内会議において担当役員から定期的及び適宜に報告が行われ、リスクへの対応策及びリスクの低減・未然防止に向けた取り組みについて議論されております。
- (3) 取締役会は、当期において計12回開催し、法令及び定款に定める事項並びに当社グループの経営方針及び経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議、決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況やグループ会社の業績について報告を受けております。
- (4) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を実施し、取締役会及び重要な社内会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧や業務及び財産の状況の調査並びに代表取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な会合を通じて、監査の実効性を確保しました。
- (5) 当社取締役等がグループ会社の取締役及び監査役に就任し、各社の業務執行の監督及び監査を行いました。また、グループ会社管理の担当部署を設置し、各社の業務執行状況について、隨時又は定期的に報告を求めるとともに、当社各部門が各担当業務に応じて適宜各社の業務の指導及び監督を行いました。

**連結株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）**

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日期首残高	885	859	13,200	△1,230	13,714
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	110	110	—	—	220
剰余金の配当	—	—	△296	—	△296
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,386	—	1,386
自己株式の取得	—	—	—	△337	△337
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	141	—	—	141
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	110	251	1,090	△337	1,114
2019年3月31日期末残高	995	1,111	14,290	△1,568	14,829

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2018年4月1日期首残高	4	4	9	123	686	14,532
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	—	220
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△296
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	1,386
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△337
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	141
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17	△0	△17	37	190	209
当 期 変 動 額 合 計	△17	△0	△17	37	190	1,324
2019年3月31日期末残高	△12	3	△8	160	876	15,857

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

**株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）**

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2018年4月1日期首残高	885	963	963	5	12,355	12,361	△1,230	12,978
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	110	110	110	－	－	－	－	220
剰余金の配当	－	－	－	－	△296	△296	－	△296
当期純利益	－	－	－	－	1,249	1,249	－	1,249
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△337	△337
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	110	110	110	－	952	952	△337	835
2019年3月31日期末残高	995	1,073	1,073	5	13,307	13,313	△1,568	13,814

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年4月1日期首残高	4	4	119	13,103
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	－	－	220
剰余金の配当	－	－	－	△296
当期純利益	－	－	－	1,249
自己株式の取得	－	－	－	△337
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△16	△16	37	20
当期変動額合計	△16	△16	37	856
2019年3月31日期末残高	△12	△12	157	13,959

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

10社

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループ（企業集団）の現況（6）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

3社

- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

日本RA(株)

ジャパンインテグレーション(株)

Renazon Technology (S) Pte. Ltd.

前連結会計年度に持分法適用の関連会社であります(株)モードツーは、当連結会計年度において株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

##### ② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCyber Secure Asia (S) Pte. Ltd.及びCybersecure Tech Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ロ. たな卸資産

- ・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 8年～15年  
器具及び備品 4年～15年
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（12年）に基づいて償却しております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- ロ. 賞与引当金
- ハ. 受注損失引当金
- 二. 瑕疵補修引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。  
受注契約に係る将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。  
受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ. その他の工事  
工事完成基準
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間（5～10年）にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括で償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

## 3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社グループは、従来、リース資産及び2016年4月1日以降に新たに取得した建物附属設備を除く有形固定資産については、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

この変更は、今後のクラウド開発案件、リカーリング案件への注力の方針公表を契機として、各種事業に供される有形固定資産の償却方法を改めて検討したところ、当社グループ全体として、固定資産の利用が限定的なクラウド開発案件、リカーリング案件の増加、及び、安定的に固定資産を費消する顧客システムの監視、運用保守といった既存のストックビジネスの重要性がさらに高まることが見込まれることから、定額法による償却が設備の使用実態に見合った、より適切な方法だと判断したことによるものです。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上総利益は29百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ59百万円増加しております。

## 4. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取利息」(当連結会計年度は、0百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「受取利息及び受取配当金」として表示しております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,974百万円

(2) 財務制限条項

借入金のうち、(株)みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高24百万円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ① 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	22,085,600株	255,000株	-	22,340,600株

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	2,301,242株	200,037株	-	2,501,279株

(注) 当社取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加200,000株、単元未満株式の買取請求による増加37株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2018年6月18日開催の第30期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	296百万円
・1株当たり配当金額	15円
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月19日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2019年6月17日開催予定の第31期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	396百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	20円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月18日

### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。） の目的となる株式の種類及び数

普通株式	431,000株
------	----------

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等により運用しております。

また、短期的な運転資金需要や、業務又は資本提携等を目的とした株式等への投資が発生した場合には、必要な資金を主として銀行借入等によって調達しております。

デリバティブは主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客信用リスクに関しては、社内の販売管理規程に従い請求書単位での入金期日管理及び残高管理を日常的に行うほか、主要な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券は、業務又は資本提携等を目的とした株式、他の組合員との協業関係を促進するための組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式、組合出資については、時価や発行体の財務状況が定期的に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。買掛金のうち、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が特に大きいものについては、個別に先物為替予約を利用することで、リスクを回避しております。実行にあたっては社内承認手続きを経るとともに、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、株式等への投資や、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりが、金融機関等から定期的に金利情報を入手し、マーケットの変動を把握しております。

営業債務や借入金、リース債務は、毎月資金繰計画を見直す等の方法により、決済、返済時ににおける流動性リスクを回避しております。

## ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によつた場合、当該価額が異なる場合があります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券は、次表に含めておりません((注) 2.参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,728	8,728	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※) 受取手形及び売掛金 (純額)	10,011 △1 10,009		
(3) 投資有価証券 その他有価証券	24	24	—
資産計	18,763	18,763	—
(4) 買掛金	5,515	5,515	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	24	24	—
(6) リース債務 (流動)	81	81	—
(7) 未払金	893	893	—
(8) 未払法人税等	663	663	—
(9) リース債務 (固定)	373	379	5
負債計	7,551	7,556	5

(※) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引計算を行つた結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によつております。

(4) 買掛金、(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) リース債務（流動）、(7) 未払金、

(8) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(9) リース債務（固定）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によつて見積もつております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	600
組合出資金	92
合計	693

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	8,728	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,997	4	9	0	0	—
合計	18,725	4	9	0	0	—

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	24	—	—	—	—	—
リース債務	81	83	186	17	13	73
合計	105	83	186	17	13	73

## **8. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	747円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	70円23銭

## **9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

・時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産

イ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいて償却しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事

工事完成基準

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

## 3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、リース資産及び2016年4月1日以降に新たに取得した建物附属設備を除く有形固定資産については、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

この変更は、今後のクラウド開発案件、リカーリング案件への注力の方針公表を契機として、各種事業に供される有形固定資産の償却方法を改めて検討したところ、当社全体として、固定資産の利用が限定的なクラウド開発案件、リカーリング案件の増加、及び、安定的に固定資産を費消する顧客システムの監視、運用保守といった既存のストックビジネスの重要性がさらに高まることが見込まれることから、定額法による償却が設備の使用実態に見合った、より適切な方法だと判断したことによるものです。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の売上総利益は16百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ40百万円増加しております。

## 4. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「受取利息」(当事業年度は、0百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より営業外収益の「受取利息及び受取配当金」として表示しております。

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示しております。

なお、前事業年度の「投資事業組合運用損」は1百万円であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,270百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,074百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 1,444百万円 |
| ③ 長期金銭債務 | 138百万円   |

### (3) 財務制限条項

借入金のうち、(株)みずほ銀行との金銭消費貸借契約（借入金残高24百万円）には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになります。

- ① 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	5,617百万円
② 仕入高	875百万円
③ 販売費及び一般管理費	199百万円
④ 営業取引以外の取引高	12百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	2,301,242株	200,037株	-	2,501,279株

(注) 当社取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加200,000株、単元未満株式の買取請求による増加37株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産

未払事業税	31
未払事業所税	5
賞与引当金	170
受注損失引当金	15
未払社会保険料	25
未払家賃	59
投資有価証券評価損	139
減価償却超過額	58
資産除去債務	61
その他有価証券評価差額金	5
その他	16
繰延税金資産合計	589

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△29
繰延税金負債合計	△29

繰延税金資産の純額	559
-----------	-----

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社	ソフトバンク株(注2)	204,309	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供		被所有直接	なし
			取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		商品の販売及びシステム開発・技術支援等	4,919	売掛金	1,826	

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
- 商品等の販売及び通信サービスの購入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
子会社	フォントワークス株	20	デジタルフォント(書体)の企画・開発・販売及びソフトウェアの開発、テクニカルサービス、OEM等		所有直接	兼任2名
			取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		資金の借入	300	短期借入金		1,100
		利息の支払	1			

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 借入金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	SBペイメントサービス株	6,075	決済サービス、カードサービス、送金サービス等	なし	なし	商品等の販売・業務受託
		取引の内容		取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
		商品の販売及びシステム開発・技術支援等		952	売 掛 金	108
		エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託		—(注3)	売 掛 金	1,762

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	SB C&S(株)	500	IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービスの提供	なし	なし	商品等の仕入・販売、業務受託
		取引の内容		取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
		商品の販売及びシステム開発・技術支援等		2,375	売 掛 金	602
		商品等仕入	3,138	買 掛 金	629	
		役務提供案件の資材等購入	433			

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	ヤフー(株)	8,939	インターネット上の広告事業、イーコマース事業、会員サービス事業等	なし	なし	商品等の販売・業務受託
		取引の内容		取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
		商品の販売及びシステム開発・技術支援等		1,883	売 掛 金	355

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 商品等の販売及び仕入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。  
2. 2018年4月1日付で、ソフトバンクグループインターナショナル(同)（現ソフトバンクグループジャパン株）は、保有する当社株式の全てをソフトバンク株に現物出資しました。これにより、ソフトバンク株が当社の親会社となっております。  
3. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	695円71銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円26銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。